

7 第 4 号陳情 建築物石綿含有建材事前調査費用・除去費用の住民負担を軽減させるための助成制度の創設を求める陳情

受 理 年 月 日 令和 7 年 8 月 2 6 日

陳 情 者 武蔵村山市中央 3 - 7 - 1  
東京土建一般労働組合村山大和支部  
執行委員長 亀澤 明子

付託する委員会 建設環境委員会

陳情趣旨

東大和市としてアスベスト含有調査への費用助成、並びにアスベスト除去工事・処分への費用助成の制度を創設してください。

陳情理由

1930年から輸入を停止する2005年までの75年間で、約1,000万トンもの大量のアスベストが諸外国から日本に輸入されました。その内の約7割が建築資材に使用されました。そして現在、問題視されているのは、2006年9月1日（アスベスト全面禁止）以前に建てられた既存の民間住宅等の解体・改修工事でのアスベストばく露です。アスベストを含む建物の改修・解体工事は2030年にピークを迎え、その後も数十年続きます。近年頻発している自然災害による被害の復興作業におけるアスベストばく露も大きな問題となっています。建設工事従事者、住民のこれ以上のアスベストばく露を何としても防がなくてはならない状況です。

アスベスト関連法（大気汚染防止法・石綿障害予防規則）が改正され、アスベスト含有建材の調査報告がレベル3までとなり、アスベスト対策の強化が進んでいます。事前調査結果の報告義務は、80平方メートル以上の解体、100万円以上の改修工事となっています。従事者、住民の安全のための規制強化は重要ですが、一方で、調査・除去・処分費用は建物所有者（国民）が負担することになり、解体・改修費用が増加しています。その負担を避けようと、無届け・違法工事が報告されており、労働基準監督署による是正勧告事例なども報告されています。このようなことが続けば、建設工事従事者や住民の健康被害は計り知れません。

建築物のアスベスト飛散防止対策を促進し、住民の安全・安心の確保を図るため、自治体独自の助成制度の創設とその周知を要望します。